

**静岡市立北部学校給食センター  
建替整備等事業**

**実施方針**

平成 27 年 3 月 6 日

静 岡 市

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### 1) 事業名称

静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業（以下「本事業」という。）

#### 2) 事業に供される公共施設等の名称

静岡市立北部学校給食センター（本体施設及び付帯施設を含む。以下「本施設」という。）

#### 3) 公共施設等の管理者の名称

静岡市長 田辺 信宏

#### 4) 事業の目的

本施設は昭和53年に開設され36年間稼働してきたが、施設の老朽化が進み、現在の衛生基準を満たすことができなくなったことから、平成25年度で閉鎖している。

本事業は、本施設の解体、設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理による安全で安心な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

#### 5) 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が実施する業務は、次の(1)から(4)に掲げるものとする。

##### (1) 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務
- ④ 工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 既存施設解体撤去等業務
- ⑥ 調理設備調達・設置業務
- ⑦ 食器・食缶等調達業務
- ⑧ 施設備品調達・設置業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

##### (2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

### (3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 配送車両調達・維持管理・更新業務
- ⑩ 上記各項目に伴う各種申請等業務（法定点検含む）

### (4) 運営業務

選定事業者は次に掲げる運営業務を行う。なお、米飯・麺・パン・牛乳については、(財)静岡県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営業務に含まない。

- ① 食材検収補助業務
- ② 調理等業務
- ③ 衛生管理業務
- ④ 洗浄・残滓等処理業務
- ⑤ 給食配送・回収業務
- ⑥ 運営備品調達業務
- ⑦ 市との打ち合わせ業務
- ⑧ 見学の受け入れ支援
- ⑨ 検収後食材の管理
- ⑩ 試食会の実施
- ⑪ 上記各項目に伴う各種申請等業務

※光熱水費の管理及び供給者への支払業務を含むものとする。

給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達
- ③ 食材検収業務
- ④ 見学者の案内及び説明業務
- ⑤ 給食費の徴収管理業務
- ⑥ 配膳業務
- ⑦ 食数調整業務

## 6) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

### (1) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市が所有する土地に事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施する BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

### (2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 45 年 3 月末までとする。

### (3) サービス対価の支払い

市の本事業における選定事業者に対する支払いは次のとおりであり、原則として、市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、市から選定事業者へのサービス対価の支払方法の詳細は入札公告時に示す。

#### ①施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者を支払う。なお、本事業は「学校施設環境改善交付金」などを活用して一時支払い金に充てる予定である。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市と本事業を実施する特別目的会社 (Special Purpose Company) (以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。)との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中(平成30年度以降)に、年2回の半期ごとに元利均等方式で選定事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

#### ②維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市とSPCとの間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中(平成30年度以降)に、年4回の四半期ごとに選定事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行うものとする。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については入札説明書等で示す。

## 7) 事業スケジュール (予定)

平成 30 年 4 月の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおりと予定している。

なお、平成 45 年 3 月以降の維持管理・運営については、必要に応じて選定事業者の意見をききながら、市が事業期間内に対応を決定する。

|                                     |                         |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 落札者の決定・公表                           | 平成 27 年 12 月頃           |
| 基本協定の締結                             | 平成 27 年 12 月頃           |
| SPC※との事業契約の調印（仮契約）                  | 平成 28 年 1 月頃            |
| 事業契約の市議会における議会の議決を得られた日（効力の発生）      | 平成 28 年 3 月頃            |
| 施設の整備（設計、解体、建設）期間                   | 平成 28 年 4 月～平成 30 年 2 月 |
| 施設の引渡し<br>（施設の供用開始は平成 30 年 4 月 1 日） | 平成 30 年 2 月頃            |
| 施設の開業準備期間                           | 平成 30 年 3 月頃            |
| 施設の維持管理・運営期間                        | 平成 30 年 4 月～平成 45 年 3 月 |
| 事業契約の完了                             | 平成 45 年 3 月             |

※落札者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として静岡市内に設立する。

## 8) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設を、要求性能が維持された状態で引き渡す。

## 2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

特定事業とは、公共施設の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（PFI法第2条第2項）

### 1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市が自ら事業を実施した場合と比較して、民間事業者が実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

- ① 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務が同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合において、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務の水準の向上が期待できる場合

### 2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- ① 市の財政負担の検討による定量的評価
- ② 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ③ 民間事業者に移転されるリスクの検討等
- ④ 上記3点の検討による総合評価

### 3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業として選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の募集及び選定の方法

市が本事業を PFI 法第 7 条に基づき特定事業とした選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

本事業の民間事業者の選定は、総合評価方式による一般競争入札により行う。

なお、本事業は WTO 政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される予定である。

### 2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）

|                     |                                |
|---------------------|--------------------------------|
| 平成 27 年 3 月 6 日（金）  | 実施方針・要求水準書（案）の公表               |
| 平成 27 年 3 月 20 日（金） | 実施方針等に関する質問・意見の受付締切            |
| 平成 27 年 3 月 31 日（火） | 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表         |
| 平成 27 年 5 月上旬       | 特定事業の選定・公表                     |
| 平成 27 年 7 月中旬       | 入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表） |
| 平成 27 年 7 月中旬       | 入札説明会                          |
| 平成 27 年 7 月下旬       | 入札説明書等に関する質問（第 1 回）の受付締切       |
| 平成 27 年 8 月上旬       | 入札説明書等に関する質問（第 1 回）に対する回答公表    |
| 平成 27 年 8 月上旬       | 入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）   |
| 平成 27 年 8 月下旬       | 参加資格確認審査結果の通知                  |
| 平成 27 年 8 月下旬       | 入札説明書等に関する質問（第 2 回）の受付締切       |
| 平成 27 年 9 月上旬       | 入札説明書等に関する質問（第 2 回）に対する回答公表    |
| 平成 27 年 11 月上旬      | 提案書の受付・入札                      |
| 平成 27 年 12 月下旬      | 落札者の決定及び公表                     |
| 平成 27 年 12 月下旬      | 基本協定の締結                        |
| 平成 28 年 1 月         | 仮事業契約締結                        |
| 平成 28 年 3 月         | 事業契約議決、事業契約の締結                 |

#### 1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：平成 27 年 3 月 6 日（金）～平成 27 年 3 月 20 日（金）17 時まで

提出方法：様式 1・2 に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。

#### 2) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市のホームページにて公表する。

市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

### 3) 実施方針等の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、実施方針に記した内容を特定事業の選定までに変更することがある。変更を行った場合は、その内容を市のホームページにて公表する。また、実施方針の変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には変更後のスケジュールも示すものとする。

### 4) 特定事業の選定・公表

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と合わせて、市のホームページにて公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様とする。

### 5) 入札公告

市は特定事業の選定を踏まえ、本事業の入札公告をし、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び事業契約書（案）等を市のホームページにて公表する。

入札公告に関する説明会の開催要領及び入札説明書等に関する質問の受付や回答方法等は入札公告時に示す。

### 6) 入札説明会の開催

市は、入札説明書等の説明会を開催する。説明会の開催要領等は入札公告時に示す。

### 7) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答公表

入札説明書等の内容に関する質問を受付、回答を市のホームページにて公表する。具体的な日程は入札公告時に示す。

### 8) 参加表明書等の受付

入札参加希望者は、入札参加表明及び参加資格確認審査に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請書）を提出する。資料の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

### 9) 参加資格確認審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を各入札参加希望者に通知する。なお、資格確認審査により、参加資格がないとされた者からその理由の説明の要求があった場合には、市は回答を行う。

### 10) 入札及び提案書の受付

市は、入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書及び入札書類の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。なお、入札及び提案書の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

## 1 1) 落札者の決定及び公表

市は、提案書及び入札価格を「第2 事業者の募集及び選定に関する事項」の「5 審査及び選定に関する事項」に規定する選定委員会の審査結果を踏まえ、市が落札者を決定する。その結果は入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

## 1 2) 事業契約の締結等

### (1) 基本協定の締結

落札者の決定後に速やかに、市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について市のホームページにて公表する。

### (2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、仮事業契約締結時までに、SPC を設立する。SPC は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の定める株式会社として静岡市内に設立するものとする。

### (3) 仮事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印(仮契約)する。なお、当該事業契約は、市議会における議会の議決を得られた日をもって効力の発生するものとする。

### (4) 事業契約の締結

市は、静岡市議会の議決を経た後、SPC との間で事業契約を締結する。

## 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### 1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者の構成における「構成員」とは、本事業への参加者であり、SPC から直接業務を受託・請け負うものをいう。
- ② 入札参加者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者(以下「設計企業」という。)、建設に係る業務等を担当する者(以下「建設企業」という。)、工事監理に係る業務等を担当する者(以下「工事監理企業」という。)、維持管理に係る業務等を担当する者(以下「維持管理企業」という。)及び給食の運営に係る業務等を担当する者(以下「運営企業」という。)を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- ③ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。



- ④ 入札参加者の構成員は次の定義により分類される。
- 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業
- 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
- 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- ⑤ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。
- ⑥ 落札者は、仮契約締結までに静岡市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ⑦ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を入札参加者に含めることができるものとする。

## 2) 入札参加者の構成員の参加資格要件

入札参加者の構成員は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参加資格要件を満たすものとする。

### (1) 設計企業

構成員である設計企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②及び③についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は④の要件を満たすこと。

- ① 平成 26・27 年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成 17 年静岡市告示第 43 号）に基づく資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。
- ② 資格認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

### (2) 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②、③及び④についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は⑤及び⑥の要件を満たすこと。

- ① 平成 27・28 年度において、資格認定を受けていること。
- ② 資格認定において、建築一式工事の認定を受けていること。

- ③ 平成 27・28 年度における資格認定において、次のいずれかに該当していること。
- ア) 静岡市内に本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所を有し、A 等級に格付されていること。
- イ) 上記ア)以外で静岡市が通知した資格審査結果通知書の総合点が●●●点を超えていること。(※●●●は入札公告時に示す。)
- ④ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ⑤ 平成 12 年度以降、公告の日までに、延床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の完成実績(共同企業体方式にあっては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績)があること。
- ⑥ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア) 監理技術者資格者証(建築)及び監理技術者講習修了証を有していること。
- イ) 入札参加資格確認申請の日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

### (3) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②及び③についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は④の要件を満たすこと。

- ① 平成 26・27 年度において、資格認定を受けていること。
- ② 資格認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- ③ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ HACCPに関する相当の知識を有していること。

### (4) 運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 平成 12 年度以降、公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく特定給食施設において、調理業務の実績があること。
- ② HACCPに関する相当の知識を有していること。

## 3) 入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- ③ 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成 24 年 4 月 1 日施行)による入札参加停止の措置を受けている者
- ④ 入札参加資格確認申請の日において、法人税又は消費税を滞納している者
- ⑤ 静岡市内に営業所等を有する者(にあっては、直近の事業年度において法人市民税を滞納している者)

⑥ 市が本事業のために設置する選定委員会の委員が属する組織・企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者

⑦ 本事業のコンサルタント業務に関与した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

ア) 玉野総合コンサルタント株式会社（愛知県名古屋市中区東桜二丁目 17-14）

イ) 西脇法律事務所（愛知県名古屋市中区錦 1-20-8 カーニープレイス名古屋伏見 7 階）

#### 4) 入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、代表企業が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

#### 5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

### 4 審査及び選定に関する事項

#### 1) 選定委員会の設置

市は、入札書類等の審査を行うため、学識経験者で構成する「静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

なお、応募者が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利なることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

#### 2) 審査結果及び選定結果の公表

市は、落札者の選定結果を入札参加者に通知するとともに、入札書類等の審査結果及び選定結果を市のホームページにて公表する。

### **3) 落札者を決定しない場合の措置**

市は、民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

## **5 提出書類の取扱い**

### **1) 著作権**

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

### **2) 特許権等**

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### **第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 予想されるリスクと責任分担**

##### **1) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### **2) 予想されるリスクと責任分担**

市と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙-1 リスク分担表（案）」によることとし、実施方針に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示する。

#### **2 提供されるサービス水準**

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、入札説明書等にて提示する。

#### **3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）**

##### **1) 実施状況の把握**

市は、選定事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については入札説明書等にて提示する。

##### **2) 選定事業者に対する支払額の変更等**

選定事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は選定事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとする。

## 第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 本施設の立地条件

|             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| 1) 所在地      | 静岡市葵区門屋 199 番地他 7 筆<br>(現在の北部学校給食センター用地における建替) |
| 2) 敷地面積     | 約 6,900 m <sup>2</sup>                         |
| 3) 隣接道路     | 静岡県道 27 号井川湖御幸線 (敷地東側)                         |
| 4) 用途地域     | 無指定 (市街化調整区域)                                  |
| 5) 建ぺい率/容積率 | 建ぺい率 60%/容積率 200%                              |

### 2 敷地条件に関し留意すべき事項 (建築物等の配置について)

上水道、ガスは整備済みであるが、下水道は整備されていないため、合併処理浄化槽の整備が必要である。

### 3 施設の概要

#### 1) 供給能力

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 1) 調理能力 | 1 日当たり最大 10,000 食                               |
| 2) 配食校数 | 24 校 (小学校 16 校 6,500 食/日程度、中学校 8 校 3,500 食/日程度) |
| 3) 献立方式 | 小学校: 2 献立、中学校: 1 献立 (ともに副食 3 品メニュー)             |

#### 2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

| 主要諸室区域区分  |             |                                                                                                                               |
|-----------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区域区分      |             | 諸室等                                                                                                                           |
| 事務<br>エリア | 一般区域        | 管理事務室 (更衣室、湯沸室、洗濯・乾燥室、備品庫含む)、市職員用便所、玄関ホール、栄養士用更衣室、栄養士用便所、倉庫                                                                   |
|           |             | 委託事務室、洗濯室、乾燥室、調理従事者更衣室 (休憩室含む)、ミーティング食堂、シャワー室、調理従事者便所、倉庫、パントリー、ボイラー室、電気室、油庫                                                   |
| 給食<br>エリア | 汚染<br>作業区域  | [検収下処理エリア]<br>食材搬入用プラットホーム、食材入荷室 (野菜用、加工用、魚肉用)、検収室 (魚肉専用、その他用)、前処理室 (ピーラー)、下処理室 (魚肉用、野菜用)、食品庫、冷蔵室 (魚肉用、野菜用)、冷凍室、器具洗浄室、廃棄室、廃缶室 |
|           |             | [洗浄室エリア]<br>洗浄室、残滓庫                                                                                                           |
|           | 非汚染<br>作業区域 | [調理エリア]<br>上処理室、和え物室 (チルド室含む)、煮炊・加熱室、焼物・揚物室、アレルギー対応調理室、器具洗浄室、ドレッシング庫<br>[洗浄配送エリア]<br>配膳室、コンテナ・食器保管庫、洗浄室                       |
| 一般エリア     | 一般区域        | 調理従事者便所、準備室                                                                                                                   |
| 一般エリア     | 一般区域        | 会議室、食育指導室、来場者用便所、湯沸室                                                                                                          |
| 附帯施設      |             | 合併処理浄化槽、防災倉庫                                                                                                                  |

## **第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置にしたがう。

また、本事業に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合**

選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

### **2 市の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合**

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

### **3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

### **4 金融機関と市の協議（直接協定）**

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は選定事業者と協議する。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

市と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る交付金が市に支給される場合には、これを市が選定事業者を支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

### **3 その他の支援に関する事項**

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者と協議を行う。



## 第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

### 1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成27年市議会6月定例会、事業契約の締結に関する議案を平成28年市議会2月定例会に提出予定である。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表する。

### 3 入札に伴う費用分担

入札参加者の入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりである。

担 当 部 署：静岡市教育委員会事務局 教育部学校給食課  
住 所：〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町6番8号  
電 話：054-354-2553  
F A X：054-351-7461  
電子メール：kyuushoku@city.shizuoka.lg.jp  
ホームページアドレス：<http://www.city.shizuoka.jp/deps/gakkokyushoku/>

別紙-1 リスク分担表

リスク分担表 (案) 1/3

『○』主分担 『△』従分担

| リスクの種類 | No                       | 概要                                             | 負担者       |           |
|--------|--------------------------|------------------------------------------------|-----------|-----------|
|        |                          |                                                | 市<br>(※1) | 選定<br>事業者 |
| 共通     | 1                        | 入札説明書の誤り、入札手続の誤り                               | ○         |           |
|        | 2                        | 当該事業に直接関係する法令の新設・変更等                           | ○         |           |
|        | 3                        | その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等                    |           | ○         |
|        | 4                        | 当該事業に直接関係する税制の新設・変更等                           | ○         |           |
|        | 5                        | 消費税率の変更                                        | ○         |           |
|        | 6                        | 法人税等収益関係税の新設・変更等                               |           | ○         |
|        | 7                        | 本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等                         | ○         |           |
|        | 8                        | 選定事業者が行う調査、設計、建設、維持管理、運営、提案内容に関する訴訟・苦情等        |           | ○         |
|        | 9                        | 選定事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題(騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など) |           | ○         |
|        | 10                       | 市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合                          | ○         |           |
|        | 11                       | 選定事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合                      |           | ○         |
|        | 12                       | 市の政策変更により、事業の内容が変更される場合                        | ○         |           |
|        | 13                       | 基準金利決定日以前の金利の変動                                | ○         |           |
|        | 14                       | 基準金利決定日以降の金利変動                                 |           | ○         |
|        | 15                       | 施設供用前のインフレ・デフレ                                 |           | ○         |
|        | 16                       | 施設供用後のインフレ・デフレ                                 | ○         | △         |
|        | 17                       | 事業に必要な資金の確保                                    |           | ○         |
|        | 18                       | 市の帰責事由により事業を中止・延期した場合                          | ○         |           |
|        | 19                       | 選定事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合                      |           | ○         |
|        | 20                       | 上記以外のもの                                        | ○         | ○         |
|        | 21                       | 選定事業者の構成員の能力不足等による事業悪化                         |           | ○         |
|        | 22                       | 不可抗力(予見可能な範囲を超えるもの)による損害                       | ○         | △         |
|        | 23                       | 本事業への入札に係る費用                                   |           | ○         |
| 24     | 落札者の帰責事由による契約締結遅延等       |                                                | ○         |           |
| 25     | 議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延 | △                                              | △         |           |
| 26     | 上記以外の事由による契約締結遅延等        | ○                                              |           |           |
| 調査・設計  | 27                       | 市の帰責事由により変更する場合                                | ○         |           |
|        | 28                       | 選定事業者の帰責事由により変更する場合                            |           | ○         |
|        | 29                       | 市の帰責事由により遅延した場合の損害                             | ○         |           |
|        | 30                       | 選定事業者の帰責事由により遅延した場合の損害                         |           | ○         |

リスク分担表（案） 2/3

| リスクの種類  | No          | 概要                              | 負担者                                                |       |   |
|---------|-------------|---------------------------------|----------------------------------------------------|-------|---|
|         |             |                                 | 市                                                  | 選定事業者 |   |
| 建設      | 用地の確保       | 31                              | 本施設建設予定地の確保に関するもの                                  | ○     |   |
|         | 用地の瑕疵       | 32                              | 本施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの                              | ○     |   |
|         |             | 33                              | 市が把握し、事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの                        |       | ○ |
|         |             | 34                              | 地下埋設物に関する上記以外のもの                                   | ○     |   |
|         | 地質・地盤       | 35                              | 選定事業者が実施する地質・地盤調査等の不備・誤りによるもの                      |       | ○ |
|         |             | 36                              | 上記以外のもの                                            | ○     |   |
|         | 工事遅延        | 37                              | 市の帰責事由によるもの                                        | ○     |   |
|         |             | 38                              | 選定事業者の帰責事由によるもの                                    |       | ○ |
|         | 工事費増大       | 39                              | 市の帰責事由によるもの                                        | ○     |   |
|         |             | 40                              | 選定事業者の帰責事由によるもの                                    |       | ○ |
|         | 要求性能未達      | 41                              | 本施設完成後、要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合                  |       | ○ |
|         | 施設損害        | 42                              | 工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害 |       | ○ |
|         | 工事監理の不備     | 43                              | 工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合                     |       | ○ |
| 維持管理・運営 | 運営開始の遅延     | 44                              | 市の帰責事由によるもの                                        | ○     |   |
|         |             | 45                              | 選定事業者の帰責事由によるもの                                    |       | ○ |
|         | 支払遅延・不能     | 46                              | 市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの                      | ○     |   |
|         | 要求水準未達      | 47                              | 選定事業者の行う維持管理運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合            |       | ○ |
|         | 維持管理・運営費の変動 | 48                              | 市の帰責事由によるもの                                        | ○     |   |
|         |             | 49                              | 選定事業者の帰責事由によるもの                                    |       | ○ |
|         | 残滓処理費の変動    | 50                              | 市の指示による処理方法の変更によるもの                                | ○     |   |
|         |             | 51                              | 法制度等の変更によるもの                                       | ○     |   |
|         |             | 52                              | 残滓量の変動によるもの                                        |       | ○ |
|         | 光熱水費の変動     | 53                              | エネルギー料金体系の大幅な変更によるもの                               | ○     | △ |
|         |             | 54                              | 燃料費の大幅な変動によるもの                                     | ○     | △ |
|         |             | 55                              | 市の指示によるエネルギーシステムの変更によるもの                           | ○     |   |
|         |             | 56                              | 上記以外によるもの                                          |       | ○ |
|         | 施設等の損傷      | 57                              | 市の帰責事由によるもの                                        | ○     |   |
|         |             | 58                              | 選定事業者の帰責事由によるもの                                    |       | ○ |
|         | 需要変動        | 59                              | 給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの                | ○     |   |
| 60      |             | 生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動によるもの（※4） | △                                                  | ○     |   |

| リスクの種類              |             | 整理<br>No | 概要                                              | 負担者                                   |           |   |
|---------------------|-------------|----------|-------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------|---|
|                     |             |          |                                                 | 市                                     | 選定<br>事業者 |   |
| 維持<br>管理<br>・<br>運営 | 異物混入(食中毒含む) | 61       | 検収時における調達食材の異常                                  | ○                                     |           |   |
|                     |             | 62       | 検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常                       | ○                                     |           |   |
|                     |             | 63       | 検収後の保存方法に起因する調達食材の異常                            |                                       | ○         |   |
|                     |             | 64       | 調理過程における調理方法の不適による食材の異常                         |                                       | ○         |   |
|                     |             | 65       | 調理・配送業務における異物混入等                                |                                       | ○         |   |
|                     |             | 66       | 配膳以降、児童生徒に給食が供される間における異物混入等                     | ○                                     |           |   |
|                     |             | 67       | 原因不明の場合（※5）                                     | ○                                     | ○         |   |
|                     | アレルギー対応リスク  | 68       | アレルギー児童生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り | ○                                     |           |   |
|                     |             | 69       | 突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー物質による）                     | ○                                     |           |   |
|                     |             | 70       | 選定事業者の帰責事由による禁忌物質の混入や誤食                         |                                       | ○         |   |
|                     | 配送の遅延リスク    | 71       | 交通混雑による遅延（※6）                                   | △                                     | ○         |   |
|                     |             | 72       | 不可抗力による交通遮断等による遅延                               | ○                                     |           |   |
|                     |             | 73       | 調理の遅延による遅延                                      |                                       | ○         |   |
|                     |             | 74       | 配送車両の交通事故による遅延                                  |                                       | ○         |   |
|                     |             | 75       | 食材の納入遅延による遅延                                    | ○                                     |           |   |
|                     | 運搬費増大リスク    | 76       | 配送校の変更による運搬費の変動（※7）                             | ○                                     | △         |   |
|                     |             | 77       | 燃料費の変動による運搬費の変動                                 |                                       | ○         |   |
|                     |             | 78       | 交通事情の悪化等による運搬費の増大                               |                                       | ○         |   |
|                     | 食器等破損リスク    | 79       | 市が実施する業務に起因する食器等の破損                             | ○                                     |           |   |
|                     |             | 80       | 事業者が実施する業務に起因する食器等の破損                           |                                       | ○         |   |
|                     |             | 81       | 学校・児童生徒による食器等の破損                                | ○                                     |           |   |
|                     | 移管          | 性能確保     | 82                                              | 事業終了時における施設の性能確保に関するもの                |           | ○ |
|                     |             | 移管手続き    | 83                                              | 事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴うもの |           | ○ |

- (※1) 市には、見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者を含む。
- (※2) 一定範囲の物価変動は選定事業者、それ以上の物価変動は市。
- (※3) 一定範囲の損害は選定事業者、それ以上の損害は市。
- (※4) 生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動については、一定範囲の担保は、市で実施する。一定範囲については、契約書（案）で示す。
- (※5) 負担方法については、契約書（案）で示す。
- (※6) 交通混雑事由により、市と選定事業者で協議。
- (※7) 市と選定事業者で協議。